

公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	六番川水の公園		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	庭園都市推進課		
④ 開設年月日	平成11年11月4日		
⑤ 所在地	岡山市東区升田614-64		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	316,611㎡	
	構造/延床面積(㎡)	鉄骨鉄筋コンクリート造3,924.96㎡(体育館)	
	建設費(単位:千円)	1,153,100千円	
	施設内容	体育館、テニスコート、多目的広場、ゲートボール場、便所、遊具、植栽	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例
③ 条例に規定された設置目的	主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	東区での緑化推進事業の拠点としての施設の活用、子供の遊び場や市民のスポーツ、レクリエーションの場としての良好な施設管理や利便性の向上
⑤ 設置目的等の達成状況	緑化の啓発活動等を通して、東区緑化推進サポート拠点としての役割を果たしている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	毎週火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日			
③ 開館時間	体育館: 8:30~21:00 テニスコート及び多目的広場: 6:00~19:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	48,029人		
	令和4年度	66,579人		
	令和5年度	86,392人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	体育館エアコン取替工事(7,920千円)、多目的広場フェンス取替工事(6,300千円)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	19	19	19	19	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		19	19	19	19	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	29,885	29,885	29,885	29,885
		補助金等	0	0	0	0
	小計		29,885	29,885	29,885	29,885
	直接経費	維持管理費	14,220	2,113	1,796	6,043
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	14,220	2,113	1,796	6,043
	支出合計		44,105	31,998	31,681	35,928
収支差額		-44,086	-31,979	-31,662	-35,909	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	12,848	12,273	10,756	11,959
	指定管理料	29,885	29,885	29,885	29,885
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		42,733	42,158	40,641	41,844
支出	管理運営費	38,656	40,417	37,926	39,000
	事業費	20	17	17	18
	その他	514	443	457	471
支出合計		39,190	40,877	38,400	39,489
収支差額		3,543	1,281	2,241	2,355

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	防球ネットの腐朽、破損等

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり すべての利用者にとって安全安心に楽しめる空間であり、緑化推進事業を展開していく上で、市の拠点施設と位置づけているため必要。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 公益財団法人岡山市公園協会は、「岡山市内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を維持するとともに都市緑化の普及啓発を行うこと」をもって、地域社会の健全な発展に寄与すること」を経営指針としており、ローコストでの緑化推進活動の実施・サービスの充実・これまで蓄積したノウハウの活用・安全安心な管理運営が期待できる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募 本市の公園は、緑の基本計画に基づき、適切に管理運営、活用するとともに、緑化の推進を図る方針としている。その中で、管理運営業務については、樹木医や学芸員のような専門的知識を有する職員がいることで、公園を良好な状態で管理できるノウハウを有しているとともに、本市との人事交流などもあることから、本市施策と緊密に連携した管理運営が可能で、公園施策の一端を担っているといえる。 さらに、R8年度に予定している施設改修に伴う利用休止時等に、他施設との利用調整を円滑に図り、利用者に対しての不便を軽減させることができ、特に緊急時には百間川緑地から撤去する設置物の一時仮置き場所として指定しているため、同緑地と連動し円滑な緊急対応を図ることとしている。 以上のことから、公園協会は本公園を、他の指定管理施設と一体不可分で緊密に連携して運営することで、安全安心かつ効率的に管理運営業務を遂行していくことが期待でき、ひいては、現在公園協会の指定管理する7公園が、市の拠点施設としての機能を果たし、市内全域の公園に適正な管理や市民の緑化意識の向上に良い影響を与えることができる。
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間： 5年)